

岡山大学共創イノベーションラボ内規

令和7年3月22日
学 長 裁 定

(趣旨)

第1条 この内規は、岡山大学共創イノベーションラボ（以下、「イノベラボ」という。）の管理運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 イノベラボを活用し、産学共創活動、卓越研究活動、スペースの貸し付け、研究支援等を行うことで、産業界やスタートアップとともに新産業創出を図り、かつ多面的・多角的な協働・連携からイノベーション創出を図ることを目的とする。

(管理運営)

第3条 イノベラボの管理運営責任者は、研究・イノベーション共創機構長（以下、「機構長」という。）とする。

(施設)

第4条 イノベラボは、建物全体が第2条に掲げる目的を達成するためのものとする。

2 イノベラボに、別表1に示すオープンラボラトリー（以下、「共創ラボ」という。）及び別表3に示すワークラウンジ、会議室、評価分析室、コネクスタジオ等のスペースを設ける。

(利用者・利用範囲)

第5条 イノベラボは、企業、自治体及び研究機関等の学外者、教職員を主たる利用者とし、学生も利用できるものとする。ただし、利用目的が第2条に掲げるイノベラボの目的を逸脱しないものに限る。

2 学外者の利用については、条件に応じて原則有償とする。学内者の利用についても、共創ラボの利用は原則有償とする。

3 共創ラボについては、貸付手続きを経て、主として学外者に利用させるものとする。

(利用基準)

第6条 イノベラボは、次の各号のいずれかに掲げる活動等を行う場合に利用できるものとする。

- 一 企業等における社会課題解決を目指す産学共創活動
- 二 企業等と共同して行われるプロジェクト的研究活動
- 三 その他機構長が特に必要と認めたもの

(利用時間)

第7条 利用時間は、原則平日の9時00分から17時00分までとする。

2 前項にかかわらず、管理運営責任者が特に必要と認めるときは使用時間を変更することができる。

(イノベラボの法人利用申請)

第8条 イノベラボを法人利用しようとする学外者は、別に定める利用マニュアル等に従い、機構長に対し、利用申請書兼資産貸付申込書(別紙様式1号)を提出するものとする。

2 機構長は、研究・イノベーション共創機構の手続き等を経た上で、利用に関して支障がないと認めた場合は、利用許可書(別紙様式2号)を交付するものとする。

(共創ラボ入居申請)

第9条 共創ラボへの入居を希望する学外者は、国立大学法人岡山大学固定資産管理規程(平成16年岡大規程第30号)及び別に定める利用マニュアル並びにその他関係規定(以下「規程等」という。)に従い、機構長に利用申請書兼資産貸付申込書(別紙様式1)を提出するものとする。

2 機構長は、研究・イノベーション共創機構の手続き等を経た上で、入居に関して支障がないと認めた場合は、利用申請書兼資産貸付申込書を学長へ提出する。

3 機構長は、学長から入居の許可があった場合は、学長から交付された資産貸付許可書を申請者へ送付する。

(共創ラボ設置場所及び名称)

第10条 共創ラボの設置場所及び名称は、別表1のとおりとする。

(共創ラボ入居期間)

第11条 共創ラボに入居できる期間は、原則入居開始日から起算して3年ごとに更新期限を設ける。

2 機構長は、更新期限までに研究活動等の進捗状況ならびにその他の事情を考慮し、要件を満たさないと認められた場合、共創ラボの入居を更新しないことができる。

(許可の取消等)

第12条 機構長は、利用者又は入居者が規程等に規定する内容に違反したと認められる場合は、利用又は入居を中止、又は許可を取り消すことができる。

2 機構長は、前項のほか、特別の必要が生じた場合及び運営上特に必要があると認める場合は、利用又は入居の許可を取り消すことができる。

(利用の中止)

第13条 利用者は、イノベラボの利用を中止するときは、機構長に対し、利用中止の手続きを行わなければならない。

(施設の明渡し)

第14条 入居者は、入居期間(延長された場合にあつては延長後の入居期間)が終了したとき、入居を中止したとき又は入居の許可が取り消されたときは、入居者の責任において施設を原状に回復のうえ、速やかに明け渡すものとする。

2 入居者は、前項の規定により共創ラボを明け渡すときは、明渡日の1か月前までに、機構長に対し明渡しの手続きを行わなければならない。

(料金)

第15条 イノベラボの利用は原則有償とする。

2 学内者がその本務のために別表3に定めるスペースを利用する場合、無償とすることができる。ただし、本務に該当するかどうかの判断は、貸付要項に基づく貸付申込書の申

請者・共催者の記載状態にかかわらず、申込の目的により機構長が個別に行うものとする。

3 共創ラボの光熱水料等並びに共創ラボの利用に必要な工作物や、設備等の設置及び撤去に係る経費は、入居者の負担とする。

4 別表に定める料金は、物価の変動、近隣料金その他の経済情勢の変動等により、内容を見直す場合がある。

(遵守事項)

第16条 イノベラボを利用するものは、各種法令及び別に定める利用マニュアル等を遵守しなければならない。

(損害の弁償)

第17条 イノベラボを利用するものが、故意又は過失により建物、設備等を滅失し、又はき損したときは、その損害を弁償しなければならない。

(事務)

第18条 イノベラボに関する事務は、研究・イノベーション共創機構研究・イノベーション共創管理統括部において処理する。

(雑則)

第19条 この内規に定めるもののほか、イノベラボに関し、必要な事項は、別に定める。

附 則

この内規は、令和7年4月1日から施行する。

別表1 (共創ラボ) 岡山県岡山市北区津島中3丁目1番1号

設置場所	共創ラボ名称	面積	貸付単価/月 (税抜)	共益費/月 (税抜)
2階	パイロットプラント対応ラボ 203	112 m ²	280,000 円	25,000 円
3階	ウェットラボ 305・306	56 m ²	140,000 円	25,000 円
	ウェットラボ 307	56 m ²	189,000 円	25,000 円
	ドライラボ 302~304	15 m ²	30,000 円	25,000 円
4階	産学共創ラボ 402~406	18 m ²	39,600 円	25,000 円

※別途光熱水料等は入居者負担とする。

※共益費には、インターネット使用料、会議室等利用料を含む。

別表2

学外者の利用種別	利用料金 (月額、税抜 (円))
共創ラボ会員	別表1の月額料金 ※入館カード貸与 (2枚/社) ※住所利用の場合、別途 2,000 円/月 (郵便ポスト (1箇所/社) 貸与)
法人会員	20,000 円/月 ※入館カード貸与 (2枚/社) ※住所利用の場合、別途 2,000 円/月 (郵便ポスト (1箇所/社) 貸与)
法人会員 (住所利用のみ)	5,000 円/月 ※郵便ポスト貸与 (1箇所/社)

別表3

設置場所	会議室等名称	収容人数	料金/1時間 (税抜)	備考
1階	ミーティングルーム 1	12人	1,000 円	
	ミーティングルーム 2	12人	1,000 円	
	会議室	12人	1,300 円	Web 会議機器備付
	レセプションエリア	約 40人	3,300 円	「飲・食」可
3階	ミーティングルーム	12人	1,000 円	
5階	コネクタスタジオ	約 70人	5,800 円	「飲」のみ可

※料金には、光熱水料を含む。

※利用時間は、1時間単位 (1時間未満切上) で計算する。

別紙様式1号（第8条第1項及び第9条第1項関係）

共創イノベーションラボ利用申請書（会員申込書） 兼 資産貸付申込書

令和 年 月 日

国立大学法人岡山大学長 殿
岡山大学研究・イノベーション共創機構長 殿

[申込者情報]

住 所	
企業名・団体名	
代表者役職・氏名	
申込者役職・氏名	
申込者連絡先	電話：XXX-XXXX-XXX E-mail：XXXXXXXX@XXXXXXXX

岡山大学共創イノベーションラボ内規、利用規約、岡山大学資産貸付要項及びその他岡山大学の規則等を遵守しますので、下記の利用及び貸付について許可くださいますようお願いいたします。

会 員 種 別	<input type="checkbox"/> 共創ラボ会員 <input type="checkbox"/> 法人会員 <input type="checkbox"/> 法人会員（住所利用のみ）
利 用 目 的	○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○のため。
期 間	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
支 払 方 法	<input type="checkbox"/> 年額一括払い <input type="checkbox"/> その他（ ）
備 考	

申込会員リスト

所属部署	役 職	氏 名	フリガナ

※企業概要等が分かるパンフレットや URL 等を添付または備考欄へ記載ください。

以下は、共創ラボ会員のみ提出

[使用責任者]

所属部署等	
使用責任者氏名	
連絡先	電話： E-mail：

貸付の態様	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 更新 <input type="checkbox"/> 変更		
資産の名称	岡山大学 共創イノベーションラボ		
利用室名等		面積	m ²
活動テーマ			
活動内容			
期待される成果			
備考 (利用のため必要な 工事の概要、活動内容 に関するHP等)			

※産学共創ラボについては、事業実施のロードマップを添付ください。

別紙様式1号（第8条第2項関係）

年 月 日

殿

岡山大学研究・イノベーション共創機構長

○ ○ ○ ○

利用許可書

先に申請のあったオープンラボラトリーの利用について、下記のとおり許可します。

記

利用者	所属	
	職・氏名	
会員種別		
利用目的		
利用期間	年 月 日 ～ 年 月 日	
利用料	年額	円
	※申請年度の利用料	円
備考		

共創イノベーションラボ利用中止届・明渡届

年 月 日

岡山大学長 殿

次のとおり、届け出ます。(□利用の中止 □共創ラボの明渡し)

利 用 者	所 属	
	職名・氏名	
	連 絡 先	電話： E-mail：
研究活動の テーマ又は 利用目的		
利用室名等		
利用許可期間	年 月 日 ～ 年 月 日	
利用中止日	年 月 日	
明 渡 日	年 月 日	
利用中止理由		
現状回復のため の工事等の概要		
工事等実施 (予定)年月日	年 月 日	
備 考		